

注意

1. 答案用紙は問題の真中に挿入してあります。
2. 受験番号は各答案用紙の指定の箇所だけに記入しなさい。受験者の氏名、符号等が書いてある答案は無効になります。
3. 答案は配付した答案用紙で作成しなさい。
4. 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出しなさい。
5. 問題は持ち帰ってよろしい。

第七問

(満点 100点)

{第八問とあわせ
時間 2時間}

問題1 商法特例法上の大会社における監査役監査、会計監査人監査及び証券取引法に基づく公認会計士監査について、次の各問に答えなさい。

問1 次の①～③の監査の目的について述べなさい。

- ① 監査役監査 \rightarrow ① 株主の利益
- ② 会計監査人監査 \rightarrow ② 債権者の利益
- ③ 証券取引法に基づく公認会計士監査 \rightarrow ③ 投資家の利益

問2 会計監査人監査と監査役監査との関係及び連動性について述べなさい。

問題2 中間監査基準について、次の各問に答えなさい。

問1 中間監査基準では、中間監査は年度監査と同程度の信頼性を保証するものではなく、中間財務諸表に係る投資者の判断を損なわない程度の信頼性を保証する監査として位置付けていますが、その理由について述べなさい。

問2 中間監査基準では、子会社等の中間財務諸表に対する監査手続について、どのような監査手続によることができるとされているか述べなさい。

問3 中間監査報告書の意見区分に記載しなければならない意見表明の要件について述べなさい。

① 監査手続が実施されていないこと
② 重要な事項が適切に開示されていないこと
③ 重要な事項が適切に開示されていないこと
④ 重要な事項が適切に開示されていないこと

1) 監査手続が実施されていないこと
2) 重要な事項が適切に開示されていないこと
3) 重要な事項が適切に開示されていないこと
4) 重要な事項が適切に開示されていないこと

